

第百六十六回国会 厚生労働委員会 議 院 議 録 第 九 号

平成十九年四月三日(火曜日)

午後三時三十分開議

出席委員

委員長 櫻田 義孝君

理事 伊藤信太郎君 理事 鴨下 一郎君

理事 谷畑 孝君 理事 三井 辨雄君

理事 山井 和則君 理事 福島 豊君

新井 悦二君 小野寺五典君

川条 志嘉君 木原 誠二君

木村 義雄君 清水鴻一郎君

菅原 一秀君 杉村 太蔵君

蘭浦健太郎君 高鳥 修一君

戸井田とる君 富岡 勉君

長崎幸太郎君 福岡 資麿君

松野 博一君 松本 純君

松本 洋平君 山本ともひろ君

吉野 正芳君 内山 晃君

大島 敦君 菊田真紀子君

郡 和子君 園田 康博君

田名部匡代君 筒井 信隆君

細川 律夫君 鷺尾英一郎君

坂口 力君 古屋 範子君

高橋千鶴子君 阿部 知子君

糸川 正晃君

議員 西村智奈美君

議員 小宮山洋子君

議員 山井 和則君

議員 柳澤 伯夫君

厚生労働大臣 石田 祝稔君

厚生労働副大臣 武見 敬三君

厚生労働大臣政務官 菅原 一秀君

厚生労働大臣政務官 松野 博一君

厚生労働委員会専門員 榊原 志俊君

委員の異動

四月三日

辞任 加藤 勝信君

岸田 文雄君

西川 京子君

柚木 道義君

同日

辞任 小野寺五典君

蘭浦健太郎君

山本ともひろ君

鷺尾英一郎君

補欠選任

山本ともひろ君

小野寺五典君

蘭浦健太郎君

鷺尾英一郎君

同日

補欠選任

岸田 文雄君

西川 京子君

加藤 勝信君

柚木 道義君

四月三日

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(西村智奈美君外二名提出、衆法第九号)

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三十七号)

三月二十九日

有給教育休暇制度の実現に関する請願(泉健太君紹介)(第四六〇号)

同(石関貴史君紹介)(第五一四号)

同(小川淳也君紹介)(第五三〇号)

同(田村謙治君紹介)(第五三一号)

同(村井宗明君紹介)(第五四六号)

同(高井美穂君紹介)(第五五四号)

雇用保険の特例一時金の削減に反対し、国の季節労働者対策の強化を求めることに関する請願(阿部知子君紹介)(第四六一号)

同(菊田真紀子君紹介)(第四六二二号)

同(田名部匡代君紹介)(第四六三三三)

同(細川律夫君紹介)(第四六四四号)

同(筒井信隆君紹介)(第四九〇号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第五八四四号)

保育・学童保育・子育て支援施策の拡充等に関する請願(田島一成君紹介)(第四六五五号)

同(秋葉賢也君紹介)(第五六六六号)

同(山井和則君紹介)(第五六七七号)

進行性化骨筋炎の難病指定に関する請願(川端達夫君紹介)(第四六六六号)

同(伴野豊君紹介)(第四六七七号)

安全・安心の医療と看護の実現を求める医療従事者の増員に関する請願(寺田学君紹介)(第四七七七号)

同(松木謙公君紹介)(第四七八八号)

同(松浪健太郎君紹介)(第四七九九号)

同(松本大輔君紹介)(第四八〇〇号)

同(村井宗明君紹介)(第四八一八号)

同(近藤洋介君紹介)(第四九二九号)

同(志位和夫君紹介)(第五一五五号)

同(塩川鉄也君紹介)(第五一六六号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第五一七七号)

同(金田誠一君紹介)(第五二二二号)

同(古賀一成君紹介)(第五三三三三)

同(竹本直一君紹介)(第五四七四号)

同(山井和則君紹介)(第五四八八号)

同(松本龍君紹介)(第五五五五号)

同(穀田恵二君紹介)(第五五八六号)

同(榊木道義君紹介)(第五五八七号)

最低賃金の引き上げと全国一律最低賃金の法制化に関する請願(志位和夫君紹介)(第四八九九号)

行き届いた福祉の実現のために人材確保施策の充実等を求めることに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第五〇四四号)

同(石井郁子君紹介)(第五〇五五号)

同(笠井亮君紹介)(第五〇六六号)

同(穀田恵二君紹介)(第五〇七七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第五〇八八号)

同(志位和夫君紹介)(第五〇九号)

同(塩川鉄也君紹介)(第五一〇号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第五一一号)

同(吉井英勝君紹介)(第五一二二号)

パーキンソン病の療養生活の向上に関する請願(福田昭夫君紹介)(第五一三三三)

同(秋生田光一君紹介)(第五二九九号)

同(土肥隆一君紹介)(第五二九六号)

同(馳浩君紹介)(第五二九七号)

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現を求めることに関する請願(秋生田光一君紹介)(第五二九五五号)

同(馳浩君紹介)(第五二九八号)

同(近藤昭一君紹介)(第五二七二七号)

同(伴野豊君紹介)(第五二八八号)

身体障害者補助犬法の改正に関する請願(阿部知子君紹介)(第五四二二二号)

児童扶養手当の減額を最小限にすることに関する請願(郡和子君紹介)(第五四三三三)

同(山井和則君紹介)(第五四四四四号)

同(岡本充功君紹介)(第五五一一号)

同(福島豊君紹介)(第五五二二二号)

同(松本龍君紹介)(第五五三三三)

同(阿部知子君紹介)(第五五三三三)

同(郡和子君紹介)(第五五三三三)

同(山井和則君紹介)(第五五三三三)

無認可保育所への公的助成等に関する請願(山井和則君紹介)(第五五三三三)

八代地域の医療の充実を求めることに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第五五三三三)

障害者自立支援法の見直しを求めることに関する請願(土肥隆一君紹介)(第五五三三三)

助産所と自宅における出産の安全性の確保と支援に関する請願(阿部知子君紹介)(第五五三三三)

最低賃金の改定等に関する意見書(神奈川県川崎市議会(第二四〇〇号)) 最低保障年金制度の創設を求める意見書(静岡県富士宮市議会(第二四〇一号)) 産科医、小児科医等の招聘対策の推進を求める意見書(滋賀県議会(第二四〇二号)) 産婦人科医の確保に向けた抜本的な対策を求める意見書(滋賀県彦根市議会(第二四〇三号)) 最低賃金制度に関する意見書(大阪府議会(第二四〇四号)) 最低賃金制度に関する意見書(大阪府議会(第二四〇五号)) 最低賃金の抜本的引上げを求める意見書(福岡市議会(第二四〇六号)) 産科・小児科医の確保対策の充実強化を求める意見書(佐賀県議会(第二四〇七号)) 札幌社会保険総合病院及び北海道社会保険病院の存続と充実を求める意見書(札幌市議会(第二四〇八号)) 仕事と生活の調和の実現に向けた労働法制を求める意見書(福島県議会(第二四〇九号)) 仕事と生活の調和の実現に向けた労働契約法制・労働時間法制を求める意見書(福島県鏡石町議会(第二四一〇号)) 仕事と生活の調和の実現に向けた労働法制を求める意見書(福島県玉川村議会(第二四一一号)) 仕事と生活の調和の実現に向けた労働法制を求める意見書(福島県三春町議会(第二四一二号)) 仕事と生活の調和の実現に向けた労働契約法制・労働時間法制を求める意見書(福島県葛尾村議会(第二四一三号)) 児童扶養手当の減額率を検討するに当たり配慮を求める意見書(三重県議会(第二四一四号)) 申請すれば一割負担に戻る「現役並み」所得者とされた七十歳以上の人への医療費改善策を求める意見書(滋賀県議会(第二四一五号)) 進行性骨化性線維異形成症の難病指定等に関する意見書(神戸市議会(第二四一六号)) 進行性骨化性線維異形成症(FOP)の難病特定	疾患指定を求める意見書(奈良県議会(第二四一七号)) 児童扶養手当の減額率の緩和に関する意見書(香川県議会(第二四一八号)) J R不採用問題の早期解決を求める意見書(静岡県芝川町議会(第二四一九号)) 社会保険相模野病院の機能充実、強化を求める意見書(神奈川県相模原市議会(第二四二〇号)) 障害者自立支援制度にともなう要望意見書(北海道札幌市議会(第二四二一号)) 障害者の地域生活と社会参加の促進に向けた障害者自立支援法の改善を求める意見書(岩手県一戸町議会(第二四二二号)) 障害者自立支援法に関する制度の見直しを求める意見書(宮城県登米市議会(第二四二三号)) 障害者雇用促進法の見直しと精神障害者の就労支援を求める意見書(神奈川県議会(第二四二四号)) 食品の安全性に関する意見書(大阪府議会(第二四二五号)) すべてのひとのワークルール確立を目指す意見書(山形市議会(第二四二六号)) すべてのひとのワークルール確立を求める意見書(山形県大石田町議会(第二四二七号)) すべてのひとのワークルール確立を目指す意見書(山形県遊佐町議会(第二四二八号)) 生活保護制度に関する意見書(鳥取県議会(第二四二九号)) 臓器の移植に関する法律の早期見直しを求める意見書(群馬県議会(第二四三〇号)) 地域における雇用・就業対策の拡充強化を求める意見書(京都府議会(第二四三一号)) 地域医療確保のために医師及び看護師確保対策の充実を求める意見書(鳥取県議会(第二四三二号)) 中国「残留日本人孤児」への支援を求める意見書(札幌市議会(第二四三三三号)) 中国帰国者に対する援護施策の拡充を求める意見書(長野県議会(第二四三三三号))	特定健診・特定保健指導に関する意見書(北海道小樽市議会(第二四三五号)) 特定健診・特定保健指導に関する意見書(北海道知内町議会(第二四三六号)) 特定健診・特定保健指導に関する意見書(北海道木古内町議会(第二四三七号)) 特定健診・特定保健指導に関する意見書(北海道乙部町議会(第二四三八号)) 特定健診・特定保健指導に関する意見書(北海道猿払村議会(第二四三九号)) 特定健診・特定保健指導に関する意見書(北海道標茶町議会(第二四四〇号)) 特定健診・特定保健指導に関する意見書(北海道トネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書(福島県議会(第二四四一号)) 特定疾患治療研究事業の対象範囲見直しに関する意見書(新潟県津南町議会(第二四四二号)) トネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書(長野県南箕輪村議会(第二四四三三号)) トネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書(長野県豊丘村議会(第二四四四号)) トネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書(長野県大鹿村議会(第二四四五号)) トネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書(長野県波田町議会(第二四四六号)) トネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書(岐阜県美濃市議会(第二四四七号)) トネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書(岐阜県岐南町議会(第二四四八号)) トネルじん肺の根絶に関する意見書(名古屋市中議会(第二四四九号)) ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書(京都府南山城村議会(第二四五〇号)) 特定健診および特定保健指導などの実施にかかるとる財源確保を求める意見書(大阪府議会(第二四五一号)) トネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書(宮城県北郷町議会(第二四五二二号)) 難病対策の充実に関する意見書(石川県津幡町議会(第二四五三三号))	奈良社会保険病院の存続を前提として拡充を求める意見書(奈良県大和郡山市議会(第二四五四号)) 乳幼児医療費無料化制度の創設を求める意見書(長野県議会(第二四五五号)) 脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書(宮城県議会(第二四五六号)) 働く者のための労働法制化を求める意見書(福島県国見町議会(第二四五七号)) パートタイム労働者等の待遇改善に関する意見書(大阪府議会(第二四四八号)) 被爆者に対して適正な援護の推進を求める意見書(札幌市議会(第二四五九号)) 必要なりハビリテーション医療の確保を求める意見書(福島県議会(第二四六〇号)) 保育・学童保育・子育て支援施策の拡充を求める意見書(大阪府議会(第二四六一号)) 「ボワイトカラー・エグゼンション」の法制化について慎重審議を求める意見書(大阪府議会(第二四六二号)) 「ボワイトカラー・エグゼンション」の導入の見送り求める意見書(奈良県大和郡山市議会(第二四六三三号)) 「マザーズサロン」(仮称)設置の早期実現を求める意見書(佐賀県議会(第二四六四号)) ムコ多糖症の治療薬の承認の迅速化等を求める意見書(大阪府議会(第二四六五号)) ムコ多糖症の治療に必要不可欠な国内未承認薬の承認の迅速化等を求める意見書(福岡県久留米市議会(第二四六六号)) リハビリテーションの改善を求める意見書(北海道知内町議会(第二四六七号)) リハビリテーションの改善を求める意見書(北海道十ノ国町議会(第二四六八号)) リハビリテーション日数制限の撤廃を求める意見書(宮城県柴田町議会(第二四六九号)) リハビリテーション日数制限の撤廃を求める意見書(宮城県大衡村議会(第二四七〇号)) リハビリテーションの診療報酬制度に関して、
--	---	--	---

調査と改善を求める意見書(福島県猪苗代町議会(第二四七号))

リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書(福島県昭和村議会(第二四七号))

リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書(福島県矢野町議会(第二四七号))

リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書(福島県塩川町議会(第二四七号))

リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書(福島県塩川町議会(第二四七号))

リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書(福島県塩川町議会(第二四七号))

リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書(福島県塩川町議会(第二四七号))

リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書(福島県塩川町議会(第二四七号))

リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書(福島県塩川町議会(第二四七号))

リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書(福島県塩川町議会(第二四七号))

リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書(福島県塩川町議会(第二四七号))

リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書(福島県塩川町議会(第二四七号))

リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書(福島県塩川町議会(第二四七号))

リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書(福島県塩川町議会(第二四七号))

リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書(福島県塩川町議会(第二四七号))

リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書(福島県塩川町議会(第二四七号))

リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書(福島県塩川町議会(第二四七号))

リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書(福島県塩川町議会(第二四七号))

リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書(福島県塩川町議会(第二四七号))

書(宮城県大衡村議会(第二四八七号))

療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険の充実を求める意見書(栃木県矢板市議会(第二四八八号))

療養病床の再編・廃止方針の見直しを求める意見書(栃木県上三川町議会(第二四八九号))

療養病床の廃止・削減計画の凍結と介護保険事業等の充実等に関する意見書(東京都立川市議会(第二四九〇号))

療養病床の再編方針の見直しを求める意見書(静岡県議会(第二四九二号))

療養病床削減計画を中止し安心できる医療・介護・福祉の基盤整備を求める意見書(兵庫県福崎町議会(第二四九二号))

労働法制の拡充を求める意見書(宮城県名取市議会(第二四九三三三))

労働法制の拡充を求める意見書(宮城県角田市議会(第二四九四四四))

労働法制の拡充を求める意見書(宮城県色麻町議会(第二四九五五五))

労働法制の拡充を求める意見書(鳥取県北栄町議会(第二四九六六六))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(西村智奈美君外二名提出、衆法第九号)

○櫻田委員長 これより会議を開きます。

ただいま付託になりました内閣提出、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案及び西村智奈美君外二名提出、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。柳澤厚生労働大臣。

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○柳澤国務大臣 ただいま議題となりました短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、就業形態が多様化する中で、短時間労働者については、その数の増加とともにその果たす役割の重要性も増大してきておりますが、短時間労働者の待遇は必ずしもその働きに見合ったものとなっていない状況にあります。短時間労働者一人一人が安心して働けることを可能とし、ひいては我が国の経済社会の活力を維持していくためには、多様な働き方に応じた公正な待遇を実現することが極めて重要な課題となっております。

こうした状況を踏まえ、政府といたしましては、短時間労働者について、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保を図り、その有する能力を一層有効に発揮することができるよう雇用環境を整備するため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、概要を御説明申し上げます。

第一に、事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、その労働条件について文書の交付等により明示するとともに、短時間労働者からその待遇について説明を求められた際には説明をしなければならないこととしております。

第二に、通常の労働者と同視すべき短時間労働者については、その待遇について短時間労働者であることを理由とした差別を禁止するとともに、それ以外の短時間労働者についても、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保を図るために事業主が講ずべき措置を定めることとしております。

第三に、事業主は、その雇用する短時間労働者について、通常の労働者への転換を推進するための措置を講じなければならないこととしております。

第四に、短時間労働者と事業主との間の紛争の解決を図るため、都道府県労働局において調停等を行うこととしております。

第五に、指定法人である短時間労働援助センターの業務の見直しを行うこととしております。

最後に、この法律は、一部を除き、平成二十四年四月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○櫻田委員長 次に、西村智奈美君。

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○西村議員 ただいま議題となりました民主党提出の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案について、提出者を代表して趣旨を説明いたします。

今やパート労働者は一千二百万人を超え、企業において基幹的、恒常的な労働力として重要な役割を果たしています。しかし、その処遇については、労働時間や仕事の内容が正社員とほとんど同じでも、賃金や労働条件において均等な待遇を受けていないことが問題であり、格差拡大の一因となっております。処遇の格差については、国際的にも批判を受けているところです。パート労働法は、一九九三年に制定されて以来、大きな改正が行われていません。労働条件の格差の是正、ワークライフバランスの実現といった社会の要請にこたえていないのは明らかです。

政府は、再チャレンジ政策の一環としてパート労働法の改正案を提出していますが、パート労働

者と通常の労働者の労働条件について差別的取り扱いを禁止する対象が極めて限定的であること、パート労働者から正社員への転換の促進に関する措置が弱いことなどが問題です。これでは、とても格差の是正に資する内容とは言えないことから、民主党は、同一価値労働同一賃金の理念のもとに、パート労働者と通常の労働者との均等な待遇の確保を図るために実質的な法改正を提案いたします。

以下、本法案の概要について説明いたします。

第一に、均等待遇の確保について、同一の価値の労働に対しては同一の待遇を確保すべきとの観点から、短時間労働者の就業の実態に応じ、賃金の支払い等につき、通常の労働者とできる限り同等の待遇を確保することを法律に明記します。

第二に、事業主は、短時間労働者について、均等待遇の確保等を図るために必要な措置を講ずることとします。その措置を講ずるに当たっては、通常の労働者の労働条件を合理的な理由なく低下させることがないように努めることを定めます。

第三に、事業主は、賃金その他の労働条件について、労働者が短時間労働者であることを理由として、通常の労働者と差別的取り扱いをしてはならないこととします。

第四に、事業主は、通常の労働者と同種の業務に従事する短時間労働者であつて通常の労働者として雇用されることを希望するものに、同種の業務に従事する短時間労働者に対し、応募の機会の優先的な付与とともに、優先的な雇入れ等の措置を講ずるよう努めなければならないこととします。

第五に、事業主は、雇用する短時間労働者から求めがあつたときは、その待遇の決定に当たつて考慮した事項について説明しなければならぬとともに、その雇用する通常の労働者の労働条件の一般的水準について説明するよう努めることとします。

第六に、事業所内の均等待遇を確保するため、事業主は、事業主を代表する者並びに当該事業

所の短時間労働者を代表する者及び通常の労働者を代表する者を構成員とした均等待遇等検討委員会を設置するように努めるものとします。この検討委員会は、短時間労働者の均等待遇の確保等を図るための措置について調査審議し、事業主に對し意見を述べることを目的とします。また、事業主は、一定以上の短時間労働者を雇用する事業所ごとに均等待遇等推進者を選任しなければならないこととします。

私たちは、パート労働者と通常の労働者との均等待遇の実現のために、これまで二回、同じ趣旨の法案を提出してきました。格差是正が喫緊の課題となつている今、法案の重要性を御理解いただき、本法案への御賛同をお願い申し上げて、趣旨説明を終わります。

○櫻田委員長 以上で両案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、明四日水曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後三時十分散會

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律

（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正）

第一条 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、同条第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

第十六条第一項中「のうち次の各号のいずれかに該当するもの」を「又は雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十二条の雇用安定事業のうち、短時間労働者を雇用する事業主又

はその事業主の団体に對して支給する給付金であつて厚生労働省令で定めるものを支給する事業及びこれに附帯する事業」に改め、各号を削り、同条第二項中「前項第一号」を「前項」に改め、「第二十九条の下に」又は雇用保険法第六十二条を加える。

目次中「第十条」を「第十六条」に、「第十一条・第十二条」を「第十七条・第十八条」に、「第四章

短時間労働援助センター（第十三条―第三十条）を「第三十一条―第三十五条）」に改める。

十一 条

条（第四十一条）

に改める。

第一条中「短時間労働者が我が国の経済社会において果たす役割の重要性」を我が国における少子高齢化の進展、就業構造の変化等の社会経済情勢の変化に伴い、短時間労働者の果たす役割の重要性が増大していることに、「及び教育訓練の実施、福利厚生の実施その他の雇用管理の改善に関する措置」を、「雇用管理の改善、通常の労働者への転換の推進」に改め、「ことに」の下に「通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図ることを通じて」を加え、「図る」を「図り、あわせて経済及び社会の発展に寄与する」に改める。

第三条第一項中「実態、通常の労働者との均衡等」を「実態等」に、「及び教育訓練」を「教育訓練」に、「（以下「雇用管理の改善等」という。）を図るために必要な措置」を「及び通常の労働者への転換（短時間労働者が雇用される事業所において通常の労働者として雇入れられることをいう。以下同じ。）の推進（以下「雇用管理の改善等」という。）に関する措置等」に改め、「ことにより」の下に「通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図り」を加える。

第十八条中「第十六条第一項第一号」を「第十六条第一項に規定する給付金の支給」に改め、「第二十九条の下に」又は雇用保険法第六十二条を加える。

第二条 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を次のように改正する。

「第四章 紛争の解決
第一節 紛争の解決の援助（第十九条―第二第二章 調停（第二十二條―第二十四條）
第五章 短時間労働援助センター（第二十五章 雑則（第四十二條―第四十七條）

第六章 紛争の解決
第一節 紛争の解決の援助（第十九条―第二第二章 調停（第二十二條―第二十四條）
第五章 短時間労働援助センター（第二十五章 雑則（第四十二條―第四十七條）

第六条を次のように改める。
（労働条件に関する文書の交付等）
第六条 事業主は、短時間労働者を雇入れたときは、速やかに、当該短時間労働者に対して、労働条件に関する事項のうち労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項以外のものであつて厚生労働省令で定めるもの（次項において「特定事項」という。）を文書の交付その他厚生労働省令で定める方法（次項において「文書の交付等」という。）により明示しなければならない。

2 事業主は、前項の規定に基づき特定事項を明示するときは、労働条件に関する事項のうち特定事項及び労働基準法第十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項以外のものについても、文書の交付等により明示するように努めるものとする。

第三十五条中「第十八条」を「第三十条」に改め、同条を第四十六条とし、同条の次に次の一条を加える。
第四十七条 第六条第一項の規定に違反した者

は、十万円以下の過料に処する。
第三十四条を第四十五条とする。

第三十三条中「二」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第十九条」を「第三十一条」に改め、同条第二号中「第二十六条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条を第四十四条とし、第三十二条を第四十三条とし、第三十一条を第四十二条とする。

第五章を第六章とする。
第四章中第三十条を削り、第二十九条を第四十一条とする。

第二十八条第一項中「第十三条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同項第一号中「第十五条」を「第二十七条」に改め、同項第四号中「第十四条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同項第五号中「第十七条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第二項中「第十五条」を「第二十七条」に改め、同条を第四十条とする。
第二十七条中「第十五条」を「第二十七条」に改め、同条を第三十九条とする。

第二十六条第一項中「第十五条」を「第二十七条」に改め、同条を第三十八条とし、第二十五条を第三十七条とする。

第二十四条第二項中「第十七条第一項」を「第二十九条第一項」に、「第十五条」を「第二十七条」に改め、同条を第三十六条とし、第二十三条を第三十五条とし、第十九条から第二十二条までを十二条ずつ繰り下げる。

第十八条中「第十六条第一項」を「第二十八条第一項」に、「第二十五条」を「第三十七条」に、「第十六条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同条を第三十条とし、第十七条を第二十九条とし、第十四条から第十六条までを十二条ずつ繰り下げる。

第十三条第一項中「第十五条」を「第二十七条」に改め、同条を第二十五条とする。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助

(苦情の自主的解決)

第十九条 事業主は、第六条第一項、第八条第一項、第十条第一項、第十一条、第十二条第一項及び第十三条に定める事項に関し、短時間労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関(事業主を代表する者及び当該事業所の労働者を代表する者を構成員とする当該事業所の労働者の苦情を処理するための機関をいう)に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るよう努めるものとする。

(紛争の解決の促進に関する特例)

第二十条 前条の事項についての短時間労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第二十四条までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第二十一条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 事業主は、短時間労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該短時間労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第二節 調停

(調停の委任)

第二十二条 都道府県労働局長は、第二十条に規定する紛争について、当該紛争の当事者の双方又は一方から調停の申請があった場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員

会に調停を行わせるものとする。

2 前条第二項の規定は、短時間労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第二十三条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十九条、第二十条第一項及び第二十一条から第二十六条までの規定は、前条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第十九条第一項中「前条第一項」とあるのは「短時間労働者の雇用の改善等に関する法律第二十二條第一項」と、同法第二十条第一項中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は関係当事者」と同一の事業所に雇用される労働者その他の参考人」と、同法第二十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「短時間労働者の雇用の改善等に関する法律第二十二條第一項」と読み替えるものとする。

(厚生労働省令への委任)

第二十四条 この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章第二節中第十二条を第十八条とし、第十一条を第十七条とする。

第三章第一節中第十条を第十六条とし、第九条を第十五条とする。

第八条第一項中「前二条」を「第六条から第十条まで、第十二条第一項及び前条に」、「のための措置を」に関する措置等」に改め、同条を第十四条とする。

第七条の次に次の六条を加える。

(通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対する差別的取扱いの禁止)

第八条 事業主は、業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度(以下「職務の内容」という。)が当該事業所に雇用される通常の労働者と同一の短時間労働者(以下「職務内容同一短時間労働者」という。)であつて、当該事業主と期

間の定めのない労働契約を締結しているもののうち、当該事業主との雇用関係が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更に同一の範囲で変更されると見込まれるもの(以下「通常の労働者」と同視すべき短時間労働者」という。)については、短時間労働者であることを理由として、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならない。

2 前項の期間の定めのない労働契約には、反復して更新されることによつて期間の定めのない労働契約と同視することが社会通念上相当と認められる期間の定めのある労働契約を含むものとする。

(賃金)

第九条 事業主は、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用する短時間労働者(通常の労働者と同視すべき短時間労働者を除く。次条第二項及び第十一条において同じ。)の職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験等を勘案し、その賃金(通勤手当、退職手当その他の厚生労働省令で定めるものを除く。次項において同じ。)を決定するように努めるものとする。

2 事業主は、前項の規定にかかわらず、職務内容同一短時間労働者(通常の労働者と同視すべき短時間労働者を除く。次条第一項において同じ。)であつて、当該事業主における慣行その他の事情からみて、当該事業主に雇用される期間のうち少なくとも一定の期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更に同一の範囲で変更されると見込まれるものについては、当該変更が行われる期間においては、通常の労働者との方法により賃金を決定するように努めるものとする。

(教育訓練)

第十条 事業主は、通常の労働者に対して実施する教育訓練であつて、当該通常の労働者が従事する職務の遂行に必要な能力を付与するためのものについては、職務内容同一短時間労働者が既に当該職務に必要な能力を有している場合その他の厚生労働省令で定める場合を除き、職務内容同一短時間労働者に対して、これを実施しなければならない。

2 事業主は、前項に定めるもののほか、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用する短時間労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力及び経験等に応じ、当該短時間労働者に対して教育訓練を実施するように努めるものとする。

(福利厚生施設)

第十一条 事業主は、通常の労働者に対して利用の機会を与える福利厚生施設であつて、健康の保持又は業務の円滑な遂行に資するものとして厚生労働省令で定めるものについては、その雇用する短時間労働者に対しても、利用の機会を与えるように配慮しなければならない。

(通常の労働者への転換)

第十二条 事業主は、通常の労働者への転換を推進するため、その雇用する短時間労働者について、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

- 一 通常の労働者の募集を行う場合において、当該募集に係る事業所に掲示すること等により、その者が従事すべき業務の内容、賃金、労働時間その他の当該募集に係る事項を当該事業所において雇用する短時間労働者に周知すること。
- 二 通常の労働者の配置を新たに行う場合において、当該配置の希望を申し出る機会を当該配置に係る事業所において雇用する短時間労働者に対して与えること。

三 一定の資格を有する短時間労働者を対象とした通常の労働者への転換のための試験制度を設けることその他の通常の労働者への転換を推進するための措置を講ずること。

2 国は、通常の労働者への転換を推進するため、前項各号に掲げる措置を講ずる事業主に對する援助等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(待遇の決定に当たつて考慮した事項の説明)

第十三条 事業主は、その雇用する短時間労働者から求めがあつたときは、第六条から第十一条まで及び前条第一項の規定により措置を講ずべきこととされている事項に関する決定をするに当たつて考慮した事項について、当該短時間労働者に説明しなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定並びに次条から附則第四条まで及び附則第六条の規定は、平成十九年七月一日から施行する。

(短時間労働援助センターに関する経過措置)

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(以下「旧法」という。)第十三条第一項の規定による指定を受けている者(以下「旧短時間労働援助センター」という。)は、第一条の規定による改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(以下「新法」という。)第十三条第一項の規定による指定を受けた者とみなす。

2 前条ただし書に規定する規定の施行の日前に、旧法又はこれに基づく命令により旧短時間労働援助センターに対して行い、又は旧短時間労働援助センターが行つた処分、手続その他の行為(旧法第十六条第三項の規定による届出同項の変更の届出を含む。)旧法第十七条第一項の規定による業務規程の認可(同項の変更の認可を含む。)並びに旧法第二十条第一項の規定による事業計画書及び収支予算書の認可(同項の変更の認可を含む。)を除く。)は、新法又はこれに基づく命令中の相当する規定によつて、新法第十三条第二項に規定する短時間労働援助センター(以下「新短時間労働援助センター」という。)に対して行い、又は新短時間労働援助センターが行つた処分、手続その他の行為とみなす。

可を含む。)並びに旧法第二十条第一項の規定による事業計画書及び収支予算書の認可(同項の変更の認可を含む。)を除く。)は、新法又はこれに基づく命令中の相当する規定によつて、新法第十三条第二項に規定する短時間労働援助センター(以下「新短時間労働援助センター」という。)に対して行い、又は新短時間労働援助センターが行つた処分、手続その他の行為とみなす。

3 旧短時間労働援助センターの平成十九年四月一日に始まる事業年度は、前条ただし書に規定する規定の施行の日の前日に終わるものとし、当該事業年度に係る事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の作成等については、新短時間労働援助センターが従前の例により行うものとする。

4 前条ただし書に規定する規定の施行の際現に旧短時間労働援助センターの役員である者が当該規定の施行の前日に旧法第二十四条第二項に該当する行為は、新法第二十四条第二項に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

5 旧短時間労働援助センターが前条ただし書に規定する規定の施行の前日に旧法第二十八条第一項第二号から第五号までに該当する行為は、新法第二十八条第一項第二号から第五号までに該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

(施行前の準備)

第三条 新法第十六条第三項の規定による届出、新法第十七条第一項の規定による業務規程の認可並びに新法第二十条第一項の規定による事業計画書及び収支予算書の認可の手続は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の前日においても行うことができる。

(罰則に関する経過措置)

第四条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百二十二号)第六条第一項の紛争調整委員会に係属している同法第五条第一項のあつせんに係る紛争については、第二条の規定による改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二十條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第八条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の四中「手続及び」を「手続並びに」に改め、「第十八条第一項」の下に「及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)第二十二條第一項」を加える。

別表第一第二十号の十六中「(平成五年法律第七十六号)」を削る。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第九条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三百八条第四号中「第十三条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

理由

近年における急速な少子高齢化の進展、就業構造の変化等にかんがみ、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図ることを通じて短時間労働者がその有する能力を一層有効に発揮することができるよう雇用環境を整備するため、雇用の改善等に関する措置の充実等を図るほか、短時間労働者等に関する業務の見直しを行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

短時間労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（西村智奈美君外二名提出）

短時間労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 短時間労働者の雇用の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、同条第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

第十六条の見出し中「短時間労働者福祉事業関係業務」を「短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務」に改め、同条第一項中「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条の労働福祉事業又は雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十四条の雇用福祉事業」を「短時間労働者の雇用管理の改善等に資する事業として厚生労働省令で定めるもの」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 前二号の事業に附帯する事業を行うこと。

第十六条第一項第四号及び第五号を削り、同条第二項中「給付金に該当する労働者災害補償

保険法第二十九条又は雇用保険法第六十四条の規定に基づく」を削り、同条第三項及び第四項中「短時間労働者福祉事業関係業務」を「短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務」に改める。

第十七条第一項及び第二項中「短時間労働者福祉事業関係業務」を「短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務」に改める。

第十八条の見出し中「短時間労働者福祉事業関係給付金」を「短時間労働者雇用管理改善等事業関係給付金」に改め、同条中「短時間労働者福祉事業関係業務」を「短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務」に改め、「労働者災害補償保険法第二十三条又は雇用保険法第六十四条の規定に基づく」を削る。

第二十一条から第二十三条まで、第二十八条第一項第五号及び第二十九条（見出しを含む。）中「短時間労働者福祉事業関係業務」を「短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務」に改める。

第二条 短時間労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

短時間労働者と通常の労働者との均等な待遇の確保等に関する法律

目次中「第三章 短時間労働者の雇用の改善等に関する措置等」を「第三章 短時間労働者の均等待遇の確保等に関する措置等」に、「第一節 雇用の改善等に関する措置（第六十一条―第十号）」を「第一節 均等待遇の確保等に関する措置（第五号の二―第十号の二）」に、「第四章 短時間労働者センター（第十三条―第三十条）」を「第三章の二 紛争の解決（第二節 調停（第十二号の五）―第四節 短時間労働者センター（第十三条―第三十条）」に改める。

二条の二（第十二号の四）に、「第三十五条」を（第十三条）第三十条に改める。

第一条中「そのを」を「通常の労働者との均等な待遇の確保並びに」に改める。

第三条第一項中「その就業の実態、通常の労働者との均衡等を考慮して、」を「通常の労働者との均等な待遇の確保（同一の価値の労働に対しては同一の待遇を確保すべきとの観点から、短時間労働者の就業の実態に応じ、賃金の支払等につき、通常の労働者としてできる限り同等の待遇を確保することをいう。）並びに」に、「雇用の改善等」を「均等待遇の確保等」に改め、同条第二項中「雇用の改善等」を「均等待遇の確保等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 事業主は、均等待遇の確保等を図るための措置を講ずるに当たっては、その雇用する通常の労働者の労働条件を合理的な理由なく低下させることがないように努めるものとする。

第四条第一項並びに第五条第一項及び第二項第二号中「雇用の改善等」を「均等待遇の確保等」に改める。

第三章の章名及び同章第一節の節名を次のように改める。

第三章 短時間労働者の均等待遇の確保等に関する措置等

第一節 均等待遇の確保等に関する措置

第六条中「（除く。）」の下に「のうち厚生労働省令で定めるものを加え、交付するように努めるものとする」を「交付しなければならない」に改め、第三章第一節中同条の前に次の一条を加える。

（差別的取扱いの禁止）

第五条の二 事業主は、賃金その他の労働条件について、労働者が短時間労働者であることとして、通常の労働者と差別的取扱いをしてはならない。

第六条の次に次の一条を加える。

（所定労働時間を超える労働及び所定労働日以外の日の労働の制限）

第六条の二 事業主は、短時間労働者に、所定労働時間を超えて労働させ、又は所定労働日以外の日に労働させてはならない。

2 事業主は、当該事業所に、短時間労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、短時間労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては短時間労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを厚生労働大臣に届け出た場合においては、前項の規定にかかわらず、その協定定めるところによって、短時間労働者に、所定労働時間を超え、労働基準法第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間（以下この条において「法定労働時間」という。）を超えない範囲内において労働させ、又は所定労働日以外の日であつて同法第三十五条の休日でない日に労働させることができる。

3 事業主は、災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合においては、第一項の規定にかかわらず、その必要の限度において、短時間労働者に、所定労働時間を超え、法定労働時間を超えない範囲内において労働させ、又は所定労働日以外の日であつて労働基準法第三十五条の休日でない日に労働させることができる。

4 労働基準法第三十三条第一項又は第三十六条第一項の規定により、法定労働時間を延長し、又は同法第三十五条の休日に労働させる場合における当該延長する法定労働時間及び当該休日の労働については、第一項の規定は適用しない。

第七条中「事業主を」を「常時十人以上の労働者を雇用する事業主」に、「と認められる」を「ものとして厚生労働省令で定める」に、「聴くように努めるものとする」を「聴かなければならない」に改め、同条に次の二項を加える。

第七條中「事業主を」を「常時十人以上の労働者を雇用する事業主」に、「と認められる」を「ものとして厚生労働省令で定める」に、「聴くように努めるものとする」を「聴かなければならない」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の事業主は、短時間労働者に係る事項について作成し、又は変更した就業規則を労働基準法第八十九条の規定により届け出るときは、同項の意見を記した書面を添付しなければならない。

3 第一項の事業主以外の事業主は、短時間労働者に係る事項について就業規則を作成し、又は変更しようとするときは、同項の厚生労働省令で定めるものの意見を聴くように努めるものとする。

第七条の次に次の四条を加える。

(通常の労働者への応募の機会の付与等)

第七条の二 事業主は、通常の労働者を募集し、又は採用しようとするときは、現に雇用する同種の業務に従事する短時間労働者であつて通常の労働者として雇用されることを希望するものに対し、応募の機会を優先的に与えるとともに、他の応募者の就業の機会の確保についても配慮しつつ、できる限り当該短時間労働者を優先的に雇い入れる等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(待遇の決定に当たつて考慮した事項の説明)

第七条の三 事業主は、その雇用する短時間労働者から求めがあつたときは、第五条の二から前条までの規定により措置を講ずべきこととされている事項に関する決定をするに当たつて考慮した事項について、当該短時間労働者に説明しなければならない。この場合において、事業主は、その雇用する通常の労働者の労働条件の一般的水準について、説明するように努めるものとする。

(短時間労働者の意見を聴く機会の付与)

第七条の四 事業主は、短時間労働者の均等待遇の確保等のための措置を講ずるに当たつては、当該事業所の短時間労働者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

(均等待遇等検討委員会)

第七条の五 事業主は、事業主を代表する者並びに当該事業所の短時間労働者を代表する者

及び通常の労働者を代表する者を構成員とし、短時間労働者の均等待遇の確保等を図るための措置について調査審議し、事業主に対し意見を述べることを目的とする事業所ごとの均等待遇等検討委員会を設置するように努めるものとする。

第八条第一項中「前二条に定めるもののほか」を「第五条の二から前条までの規定に基づき事業主が講ずべき措置その他の」に、「雇用の改善等」を「均等待遇の確保等」に改める。

第九条の見出しを「(均等待遇等推進者)」に改め、同条中「雇用の改善等に関する事項を管理させるため、短時間雇用管理者を選任するように努めるものとする」を「均等待遇の確保等に関する事項に係る業務を担当させるため、均等待遇等推進者を選任しなければならない」に改める。

第十条第一項中「雇用の改善等」を「均等待遇の確保等」に改め、同条第二項を削り、第三章第一節同条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第十条の二 第六条の二第二項及び前条に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助

(苦情の自主的解決)

第十二条の二 事業主は、第三条第一項の事業主が講ずべき均等待遇の確保等のための措置に関し、短時間労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関(事業主を代表する者及び当該事業所の労働者を代表する者を構成員とする当該事業所の労働者の苦情を処理するための機関をいう)に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るよう努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例)

第十二条の三 前条の事項についての短時間労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第十二条の七までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第十二条の四 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 事業主は、短時間労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該短時間労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第二節 調停

(調停の委任)

第十二条の五 都道府県労働局長は、第十二条の三に規定する紛争について、当該紛争の当事者の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要であると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会に調停を行わせるものとする。

2 前条第二項の規定は、短時間労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第十二条の六 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十九条、第二十条第一項及び第二十一条から第二十六条までの規定は、前条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第十九条第一項中「前条第一項」とあるのは「短時間労働者と通常の労働者との均等な待遇の確保等に関する法律第十二条の五第一項」と、同法

第二十條第一項中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は関係当事者同一の事業所に雇用される労働者その他の参考人」と、同法第二十五條第一項中「第十八條第一項」とあるのは「短時間労働者と通常の労働者との均等な待遇の確保等に関する法律第十二條の五第一項」と読み替へるものとする。

(厚生労働省令への委任)

第十二條の七 この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第十三條第一項及び第十五條第三号中「雇用の改善等」を「均等待遇の確保等」に改める。

第十六條の見出し中「短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務」を「短時間労働者均等待遇確保等事業関係業務」に改め、同条第一項中「雇用の改善等」を「均等待遇の確保等」に改め、同条第三項及び第四項中「短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務」を「短時間労働者均等待遇確保等事業関係業務」に改める。

第十七條第一項及び第二項中「短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務」を「短時間労働者均等待遇確保等事業関係業務」に改める。

第十八條の見出し中「短時間労働者雇用管理改善等事業関係給付金」を「短時間労働者均等待遇確保等事業関係給付金」に改め、同条中「短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務」を「短時間労働者均等待遇確保等事業関係業務」に改める。

第二十一條から第二十三條まで、第二十八條第一項第五号及び第二十九條(見出しを含む。)中「短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務」を「短時間労働者均等待遇確保等事業関係業務」に改める。

第三十一條(見出しを含む。)中「雇用の改善等」を「均等待遇の確保等」に改める。

第三十五條の次に次の一条を加える。

第三十六條 第六條の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第八条の規定 公布の日

二 第一条並びに次条から附則第四条まで及び附則第七条の規定 平成十九年七月一日

(短時間労働援助センターに関する経過措置)

第二条 前条第二号に規定する規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(以下この条において「旧法」という。)第十三条第一項の規定による指定を受けている者(以下「旧短時間労働援助センター」という。)は、第一条の規定による改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(以下この条及び次条において「新法」という。)第十三条第一項の規定による指定を受けた者とみなす。

2 前条第二号に規定する規定の施行の日前に、旧法又はこれに基づく命令により旧短時間労働援助センターに対して行い、又は旧短時間労働援助センターが行った処分、手続その他の行為(旧法第十六条第三項の規定による届出(同項の変更の届出を含む。)、旧法第十七条第一項の規定による業務規程の認可(同項の変更の認可を含む。))並びに旧法第二十条第一項の規定による事業計画書及び収支予算書の認可(同項の変更の認可を含む。))を除く。)は、新法又はこれに基づく命令中の相当する規定によって、新法第十三条第二項に規定する短時間労働援助センター(以下「新短時間労働援助センター」という。)に對して行い、又は新短時間労働援助センターが行った処分、手続その他の行為とみなす。

3 旧短時間労働援助センターの平成十九年四月一日に始まる事業年度は、前条第二号に規定する規定の施行の日の前日に終わるものとし、当該事業年度に係る事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の作成等については、新

短時間労働援助センターが従前の例により行うものとする。

4 前条第二号に規定する規定の施行の際現に旧短時間労働援助センターの役員である者が当該規定の施行の日前にした旧法第二十四条第二項に該当する行為は、新法第二十四条第二項に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

5 旧短時間労働援助センターが前条第二号に規定する規定の施行の日前にした旧法第二十八条第一項第二号から第五号までに該当する行為は、新法第二十八条第一項第二号から第五号までに該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

(施行前の準備)

第三条 新法第十六条第三項の規定による届出、新法第十七条第一項の規定による業務規程の認可並びに新法第二十条第一項の規定による事業計画書及び収支予算書の認可の手続は、附則第一条第二号に規定する規定の施行の日前においても行うことができる。

(罰則に関する経過措置)

第四条 附則第一条第二号に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(就業規則の作成の手続に関する経過措置)

第五条 第二条の規定による改正後の短時間労働者と通常の労働者との均等な待遇の確保等に関する法律(以下「新法」という。)第七条第一項の規定は、この法律の施行の日以後における労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第八十九条の規定による届出に係る就業規則の作成及び変更について適用する。

(紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第六条第一項の紛争調整委員会に係属している同法第五条第一項のあつせんに係

る紛争については、新法第十二条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、短時間労働者をはじめとする労働者の所定労働時間を超える労働及び所定労働日以外の日の労働に係る割増賃金制度の導入に関し、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第九条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の四中「手続及び」を「手続並びに」に改め、「第十八条第一項」の下に「及び短時間労働者と通常の労働者との均等な待遇の確保等に関する法律(平成五年法律第七十六号)第十二条の五第一項」を加える。

別表第一中第二十号の十六を次のように改める。

二十の十六 短時間労働者と通常の労働者との均等な待遇の確保等に関する法律

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号中「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」を「短時間労働者と通常の労働者との均等な待遇の確保等に関する法律」に改める。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十一条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一

部を次のように改正する。

第三百八条第四号中「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」を「短時間労働者と通常の労働者との均等な待遇の確保等に関する法律」に改める。

理 由

短時間労働者の就業の現状にかんがみ、短時間労働者と通常の労働者との均等な待遇の確保を図る等のため、事業主は労働者が短時間労働者であることを理由として差別的取扱いをしてはならないこととするともに、短時間労働者について所定労働時間を超える労働を制限する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十九年四月九日印刷

平成十九年四月十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B